様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）（平26国交令67・追加、令２国交令98・一部改正）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第１項の規定に基づき、
〔誘導施設を有する建築物の新築〕
｛建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為｝
〔建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕
について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

殿

届出者　住所

氏名

１　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
２　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
３　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
４　その他必要な事項	

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。